

5各介第38号  
令和5年5月8日

各務原市内介護保険サービス事業所  
軽費老人ホーム  
有料老人ホーム  
サービス付き高齢者向け住宅 設置者 様

各務原市健康福祉部  
介護保険課長

高齢者施設等における感染の報告について

平素より、本市の福祉施策にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合には市介護保険課への報告お願いしておりましたが、5類への位置づけ変更後は報告不要とさせていただきます。

5月8日以降は、別添「高齢者施設における感染対策について」（岐阜県健康福祉部高齢福祉課長 令和5年5月2日付高第126号）により、感染状況等についてご報告いただきますようお願いいたします。

事務局	各務原市健康福祉部介護保険課
担当	施設指導係 鈴木
電話	058-383-2067